

## ケアハウス瀬戸あいじゅ重要事項説明書

### 1. 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人愛寿会
法人所在地	松山市来住町1171番地1
代表者氏名	理事長 長戸重幸
電話番号	TEL 089-970-7000 FAX089-948-8361
設立年月日	昭和59年9月5日

### 2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス瀬戸あいじゅ（利用定員20人）
施設の所在地	西宇和郡伊方町川之浜594番地
施設長名	大森 和茂
電話番号	0894-53-0622
FAX番号	0894-53-0955
開設年月日	平成15年6月1日
交通の便	伊予鉄南予バス堀切大橋バス停から車で10分
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	ケアハウスは、一人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるよう、車椅子での生活を容易にする構造・設備を備えるなど、住宅としての機能を重視した施設です。食事の提供のほか、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮しています。
施設運営の方針	生活の場としての住みよい住居を提供し、利用者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、相談・助言等の援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害等緊急時の対応、居宅サービスの利用への協力、余暇活動の支援等、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう万全を期することを基本方針としています。また、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めています。

#### 4. 施設の概要

##### (1) 敷地および建物

敷地		約 6, 063 m <sup>2</sup>
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建（耐火建築）
	延べ床面積	4599 m <sup>2</sup> (ケアハウス3階986 m <sup>2</sup> )

##### (2) 居室

居室の種類	室数	面 積	1人あたり面積
個室	20室	495.8 m <sup>2</sup>	24.79 m <sup>2</sup>

居室付属設備 浴場、トイレ、調理器具、冷暖房器具

##### (3) その他の設備

設備の種類	数	面積
食堂	1室	69.10 m <sup>2</sup>
一般浴室	1室	27.31 m <sup>2</sup>
談話室	1室	16.94 m <sup>2</sup>
相談室	1室 (1階共用)	24.80 m <sup>2</sup>

#### 5. 職員体制（専従職員）

従業者の職種	員数	区分				事業者の指定基準	
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1		1			1	
事務員	1		1			1	
生活相談員	1		1			1	
介護職員	2	1		1		1	
調理員	1	1				1	

## 6. 職員の勤務体制及び応援体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
生活相談員	原則として 08：30～17：30 の勤務です。	4週8休
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早番（07:30～16:30）</li> <li>・遅出（09:30～18:30）</li> <li>・夜間（18:30～07:30）は、原則として職員は勤務しません。 併設の特別養護老人ホームに介護職員 2名が勤務しておりますので、緊急時に対応いたします。</li> </ul>	4週8休
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専従の看護職員は勤務しておりません。 併設の特別養護老人ホームに看護職員 2名が常時勤務しておりますので、何時でも対応いたします。</li> <li>・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。</li> </ul>	4週8休
調理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早出（06：00～15：00）</li> <li>・遅出（09：00～18：00）</li> </ul>	4週8休

## 7. 施設サービスの概要

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の立てる献立により栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> </ul> <p>【食事時間】 朝食 7時45分～ 昼食 12時00分～ 夕食 17時45分～</p>
入浴	・隔日以上とし、施設内に設けた入浴設備を利用して行います。
健康管理	<p>【当施設の協力医療機関】</p> <p>氏名 濑戸診療所 所長 角藤 裕 診療科 内科、外科、放射線科、肛門科</p> <p>氏名 市立八幡浜総合病院 院長 上村 重喜 診療科 内科、外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、皮膚科</p> <p>氏名 町見歯科診療所 所長 宇都宮 久記 診療科 歯科</p>
相談及び援助	・当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	・当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽・日常生活支援・サークル等の事業を行います。

## 8. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	介護保健事業所番号	定員
特別養護老人ホーム 瀬戸あいじゅ	平成15年6月1日	3873700334	45
ショートステイ 瀬戸あいじゅ	平成15年6月1日	3873700342	10
デイサービスセンター 瀬戸あいじゅ	平成15年6月1日	3873700359	30
グループホーム 瀬戸あいじゅ	平成15年6月1日	3873700367	18
在宅介護支援センター 瀬戸あいじゅ	平成15年6月1日		

## 9. 利用料

### (1) ケアハウス瀬戸あいじゅ月額利用料（利用者階層別料金表）

※ 生活費 46,334 円

（但し、11月～3月までは、月1,970円が冬期加算されます）

※ 居住に要する費用 無

※ 水道代 2,000 円

※ サービス提供に要する費用 収入により17階層に区分されています。

令和7年4月1日より適用

（単位：円）

対象収入による階層区分		基 本 利 用 料				
		サービス提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	水道代	合 計
1	1,500,000 円以下	10,000	46,334		2,000	58,334
2	1,500,001 円～ 1,600,000 円	13,000	46,334		2,000	61,334
3	1,600,001 円～ 1,700,000 円	16,000	46,334		2,000	64,334
4	1,700,001 円～ 1,800,000 円	19,000	46,334		2,000	67,334
5	1,800,001 円～ 1,900,000 円	22,000	46,334		2,000	70,334
6	1,900,001 円～ 2,000,000 円	25,000	46,334		2,000	73,334
7	2,000,001 円～ 2,100,000 円	30,000	46,334		2,000	78,334
8	2,100,001 円～ 2,200,000 円	35,000	46,334		2,000	83,334

9	2,200,001 円～	2,300,000 円	40,000	46,334		2,000	88,334
10	2,300,001 円～	2,400,000 円	45,000	46,334		2,000	93,334
11	2,400,001 円～	2,500,000 円	50,000	46,334		2,000	98,334
12	2,500,001 円～	2,600,000 円	57,000	46,334		2,000	105,334
13	2,600,001 円～	2,700,000 円	64,000	46,334		2,000	112,334
14	2,700,001 円～	2,800,000 円	71,000	46,334		2,000	119,334
15	2,800,001 円～	2,900,000 円	78,000	46,334		2,000	126,334
16	2,900,001 円～	3,000,000 円	85,000	46,334		2,000	133,334
17	3,000,001 円～		88,500	46,334		2,000	136,834

上記のほか、個人で使用する電気料金等については、別途いただきます。

- 注 1 この表にある「対象収入」とは、前年の収入から租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- 注 2 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し合計額の2分の1をそれぞれ個人の対象収入とし、それぞれの収入額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額が本人からの事務費徴収額（月額）となります。
- 注 3 体験入居を希望される方は、1日2,500円（食費を含む）をいただきます。

## 2) その他のサービスの概要と利用料金

サービスの種別	内 容	利用料
理髪・美容	・毎月2回（第2・4月曜日）契約理髪店の出張による理髪サービスを利用いただけます。	・理髪サービス 1900円/回
複写物の交付	・サービス提供記録の閲覧はいつでもできますが、複写物を必要とする場合はご負担いただきます。	・1枚につき 10円
健康診断	・年1回 健康診断を実施いたします。	・施設負担
代理申請	・収入申告等の為に、町役場で証明書等の申請を代理で行います。料金については、実費をいただきます。	・各証明書実費

## 3) 利用料の支払い方法について

- (1) 利用料は、前月分を翌月5日までに請求書を発行いたしますので、速やかにお支払いください。
- (2) 利用料は愛媛県の定める条例に改定、又は変更が生じた場合、それに基づき改定いたします。
- (3) 利用料のお支払い方法は、愛媛信用金庫の口座からの引き落とし、または、ケアハウス瀬戸あいじゅ指定の口座への振込みするか、現金でお支払いください。

## 10. 衛生管理等

- (1) 事業所は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上の必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように措置を講ずるよう努めます。
  - ①事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものをする）をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - ②事業所における感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
  - ③事業所において、従業者に対し、感染症予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
  - ④前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

## 11. 緊急時及び事故発生時の対応

入居者に病状の急変や、転倒事故等があった場合は、ご家族にすぐに連絡し、救急搬送等の必要な措置を行います。また、事故の場合、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、愛媛県南予地方局に事故報告を提出いたします。

## 12. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止する為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者 生活相談員 大森 和茂
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止する為の定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

## 13. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生しにおいて、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画（業務継続計画）に従って必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 14. 苦情相談窓口

##### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

また、苦情受付ボックス「ご意見箱」を受付横に設置しています。

当施設ご利用相談室	・受付担当者 施設長 ・受付時間 每週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ・ご利用方法 面接 受付ロビー 電話 0894-53-0622
第三者委員会	・当事業所で設置している第三者機関です。 ・第三者委員の連絡先は以下のとおりです。

①苦情解決責任者 大森 和茂 (施設長)

②苦情受付担当者 大森 和茂 (施設長)

③第三者委員会 山本 昌美 伊方町大久 (連絡先 0894-53-0173)  
亀井 恵美 伊方町川之浜 (連絡先 0894-53-0931)

④苦情解決の報告・確認

##### イ. 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が隨時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

##### ロ. 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

##### ハ. 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち合いを求めることがあります。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ・ 第三者委員による苦情内容の確認
- ・ 第三者委員による解決案の調整、助言
- ・ 話し合いの結果や改善事項等の確認

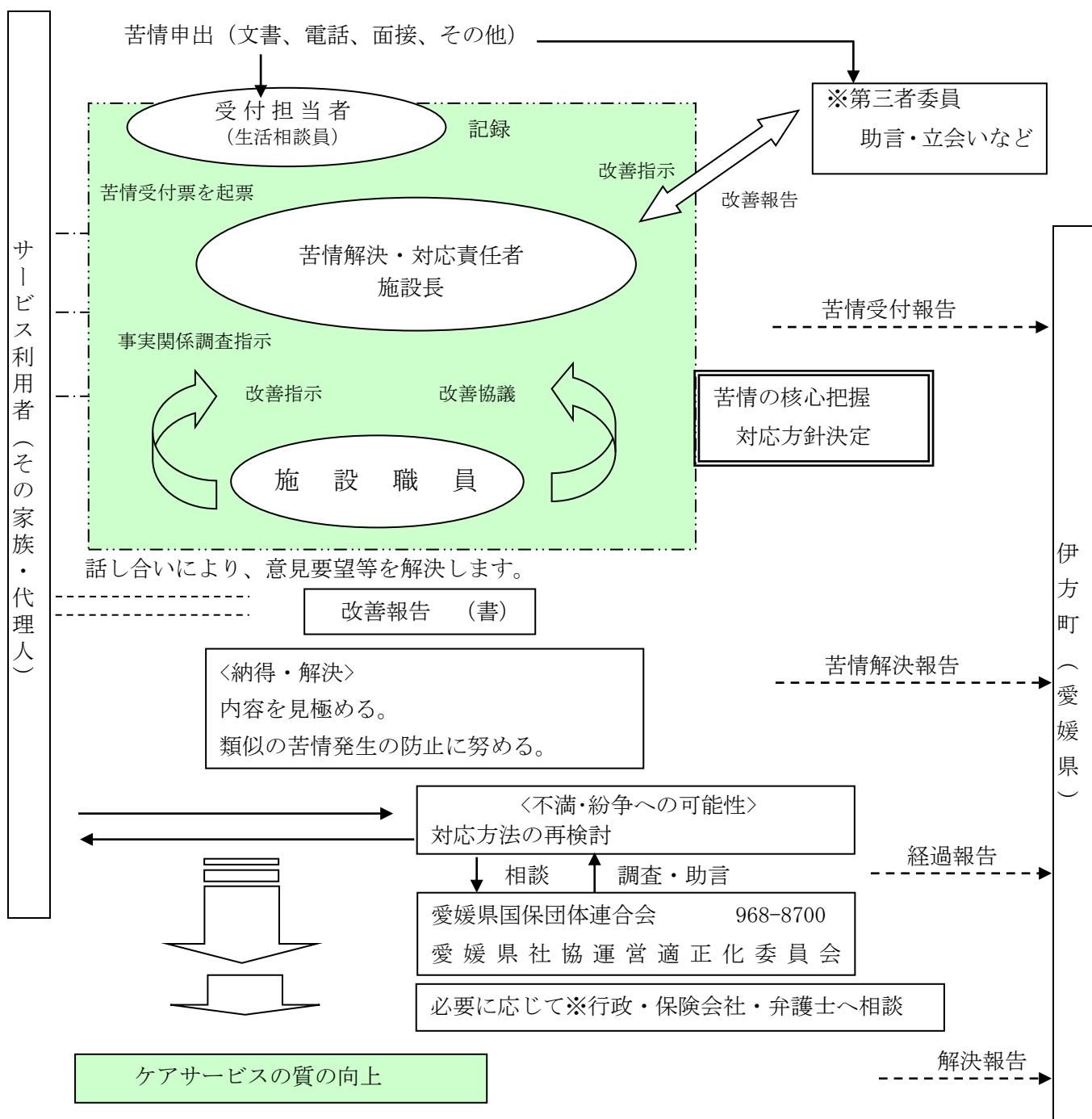
##### ニ. 都道府県「運営適正化委員会」の紹介（国保連、市町村も紹介）

本事業者で解決できない苦情は、愛媛県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

伊方町役場長寿介護課	所在地 伊方町湊浦 1993番地1 電話番号 0894-38-0211・FAX (0894) 38-0372 受付時間 每週月曜日～金曜日8：30～17：15（祝日、年末年始の休日を除く）
愛媛県社会福祉協議会 (愛媛県福祉サービス 運営適正化委員会)	所在地 松山市持田町3-8-15 電話番号 089-998-3477・FAX (089) 921-8989 受付時間 毎週月曜日～金曜日9：00～16：30（祝日、年末年始の休日を除く）
愛媛県国民健康保険 団体連合会介護保険課	所在地 松山市高岡町101-1 電話番号 089-968-8700・FAX (089) 968-8717 受付時間 每週月曜日～金曜日8：30～17：15（祝日、年末年始の休日を除く）

(3) 苦情対応に関する流れ



15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

サービスの第三者評価の実施の有無・・・無し

16. 非常災害（津波・火災・地震）対策

- (1) 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- (2) 施設は、非常災害に関する具体的な計画について、立地条件等から個別に検討し、予想される災害（地震、風水害）の種別に応じて作成するものとし、災害の種別ごとの計画の作成にあたっては、災害の特性を考慮したものとします。
- (3) 施設は、非常災害対策の具体的計画について施設内の見やすい場所に掲示しています。
- (4) 施設は、災害時にライフラインが一時的に寸断される事態が予想されることから、非常事態に対応する為、非常食、飲用水、日用品等の備蓄の確保に努めます。

非常時の対応	別途定める「消防計画」及び「防災マニュアル」にのっとり、対応を行います。			
近隣との協力関係	地区消防団、町内会と近隣防災について連携し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」にのっとり、年2回以上夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	16 個所
	非常階段	3 個所	屋内簡易消火栓	7 箇所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	52 個所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しております。				
消防計画等	消防署への届出日：令和6年8月29日 防火管理者：島本木綿子			

17. 当施設ご利用にあたって留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届けてください。 来訪者が宿泊する場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室などに立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者等に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み、飼育はお断りします。

## 18. 契約の解除について

- (1) 契約書第33条の各号に該当するときは、1か月の予告期間を置いて契約の解除を通告します。
- (2) 利用者からの契約解除の申出は、5日以上の予告期間をもって所定の契約解除届を提出してください。

## 19. サービス提供に置ける事業者の義務

当施設では、ご利用者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご利用者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行いません。  
但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 当施設及び従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
但し、ご利用者に緊急な医療上の必要性があるばあいには、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑦ ご利用者へのサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこなうものとします。

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

令和 年 月 日

【 利 用 者 】

住 所

氏 名

印

【 代 筆 者 】

私は、下記の理由により、本人（利用者）の意思を確認したうえ、  
上記署名を代行しました。

---

住 所

氏 名

印

【 身元保証人 】

住 所

氏 名

印

【 説 明 者 】

ケアハウス瀬戸あいじゅ

職・施設長・氏名

印